魚津市国土強靱化地域計画

令和3年3月

魚 津 市

【目次】

第1章	計画策																												•	1
1	計画の																												•	1
2	計画の	位置	付	け	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	計画期																												•	1
第2章	計画の																													
1	基本目																													
2	基本的	な方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	「事前	がに備	え	る~	~;	き	目	標.		の	設	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第3章	地域特	性・																												4
1	地形的)特性	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
2	本市の	沿革	ī •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第4章	計画の	対象	ځ	すれ	る ¹	IJ;	ス	ク																						7
1	計画の	対象	ţと·	す	5	リ	ス	ク	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第5章	脆弱性																													
1	「起き	ては	な	57	なし	/ \j	最.	悪	0	事	態		0	設	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
2	脆弱性	評価	jØ:	考;	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
3	脆弱性																												•	17
4	評価結	i 果の	主	なれ	ポ/	イ、	ン	١	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
第6章	推進方																													19
1	推進力																													19
2	施策分	野ご	٤.	Ø5	強軸	奴化	化	の:	推	進	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
3	重要業	績指	標	— ∮	覧	表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
第7章	計画の	推進																												41
1	推進力	針の	重.	点	Ľ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	41
2	アクシ																											•	•	42
3	計画の																												•	42

はじめに

わが国では阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害や、室戸台風、伊 勢湾台風に代表される台風災害など、国土の地理的・気象的な特徴により、これまで数多くの大規模自然災害に見舞われ、その都度、長い時間をかけて復 旧・復興を遂げてきた。

魚津市においても、昭和31年の魚津大火、38豪雪、56豪雪などの豪雪災害や 平成26年7月に発生した豪雨災害などを踏まえ、地域防災計画の見直しや洪水 ハザードマップを作成するなど、防災・減災に向けた取り組みを継続的に行っ てきた。

このような状況を鑑み、国において、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号。以下「基本法」という。)」が公布・施行され、大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりに向けて、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せて持つ国づくり(国土強靭化)に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。また、基本法に基づき、国土の強靭化に関する国々の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」(以下「基本計画」という)を平成26年6月に策定し、強靭な国づくりを進めていくこととしている。

一方、国土強靭化を実効あるものとするためには、国における取り組みのみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国と地方が一体となって強靭化への取り組みを推進していくことが重要である。

以上のことから、魚津市は、国の基本計画や富山県の地域計画と調和を図り、 魚津市総合計画などの計画との整合を図りながら、市民の生命と財産を守り、 安全で安心な地域社会の構築に向け、基本法第13条に基づいた魚津市国土強靭 化地域計画(以下「本計画」という。)を策定する。

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

1.1 計画の策定趣旨

基本法第13条で、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針になるべきものとして定めることができる。」と規定されている。本計画は、この規定に基づき、どのような自然災害が起こっても機能不全に陥らず、持続可能性が高く強靱な魚津市を作り上げるために策定するものである。

1.2 計画の位置付け

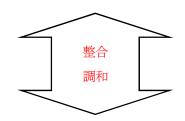
本計画は、基本計画との調和を図りながら、魚津市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものである。

そのため、最上位計画である魚津市総合計画などとの整合を図りながら、各分野別計画の指針となるものである。

1.3 計画期間

地域計画が対象とする期間は、令和3(2021)年度から概ね5年間とする。

第5次魚津市総合計画(令和3年度~12年度)



事前対策

魚津市国土強靭化地域計画 (令和3年度~7年度)

事後対策など

魚津市地域防災計画 (平成21年3月~)

第2章 計画の基本的な考え方

2.1 基本目標

基本法第14条で、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、基本計画の基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

- I 人命の保護が最大限図られる
- Ⅱ 魚津市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- Ⅲ 魚津市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

2.2 基本的な方針

本計画では、基本計画と同様に、対象となるリスクを大規模自然災害とし、以下の基本方針のもと、策定・推進する。

- (1) 取組姿勢
 - ① 魚津市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証したうえで取り組む。
 - ② 時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- (2) 適切な施策の組み合わせ
 - ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
 - ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官(国、県、市)と民(住民、民間事業者等)が適切に連携及び役割分担して取り組む。
 - ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。
- (3) 効率的な施策の推進
 - ① 施策の重点化や既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進
 - ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において 強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
 - ② 高齢者、子ども、女性、障がい者、観光客、外国人等に十分配慮して施策を講じる。

2.3 「事前に備えるべき目標」の設定

基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の 事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。具体的には、8つの「事前に 備えるべき目標」を設定し、分析・評価を行っている。

本計画においても、これと同様の目標を設定することとする。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避 難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限 に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3章 地域特性

3.1 地形的特性

【位置・地形】

魚津市は、富山県の東部に位置し、富山市から東へ25kmの距離にあり、総面積は、200.61kmである。北東は布施川を境に黒部市と、南西は早月川を隔てて滑川市・上市町と接している。北西には富山湾が広がり、南東部は、最大標高2,415 m (毛勝三山)に達する山岳地帯で、北アルプスに連なっている。これらの山々を源として、片貝川、布施川、早月川や角川などの河川が、市内を潤しながら富山湾に注いでいる。市域の約70%が標高200m以上の急勾配な山地で占められ、台地から平坦地、海岸へとおだやかな斜面を形成している。海岸線は比較的平坦で、その延長は約8kmだが、海中では、海底が急傾斜となり深層まで落ち込んでいる。



また、朝日町から入善町、黒部市、魚津市、滑川市を経て、上市町に至る全長 32kmにわたる断層帯が魚津市を北北東-南南西に横断しており、魚津断層帯と呼ばれている。

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の「魚津断層帯の長期評価(平成 19年5月)」によれば、魚津断層帯が一度に活動した場合、朝日町から立山町及 び富山市北部にかけて震度6弱の強い揺れに見舞われると報告されている。

魚津断層帯の調査については、平成17年度にP波反射法地震探査やボーリング調査、平成25年度に富山地域海陸統合反射法調査(陸域区間は、入善町の海岸を起点とし黒部市内山に至る陸上の15km区間、海域区間は、入善町の海岸を基点に15km)が行われているが、その中央部における地表変形に対応する地下の断層面が確認できていないことから、さらなる探査が必要である。

魚津断層帯等の位置図

3.2 本市の沿革

本市の歴史は、後期旧石器時代中期(約24,000~20,000年前)、上中島の上野地区にある早月上野に始まる。

南北朝時代には松倉城が築かれ、室町時代末までには、松倉城郭塁群と呼ばれる各支城が築かれるとともに、松倉金山などからの金の産出が行われた。江戸時代初めは魚津城代が置かれ、魚津城廃城後には魚津郡代が新川一円を統治し、経済文化の中心地として繁栄した。

明治の廃藩置県の後、短期間ではあったものの、新川県の県庁が当時の魚津町に置かれた。その後、石川県に吸収合併され、さらに分離して富山県となった後も下新川郡役所が置かれ、魚津は新川地域の政治、産業の中心であった。

明治や大正のころには、幾度となく米を求めた騒動が起こり、その中でも、米価高騰に苦しんでいた漁師の主婦ら数十人が、米の積み出しをやめるよう要求した大正7年(1918年)の「魚津の米騒動」は全国に広がり、時の内閣は総辞職に追い込まれ、日本初の本格的な政党内閣誕生の契機となった。

昭和27年(1952年)4月1日に1町11か村が合併し、魚津市として新たな一歩を踏み出した。しかし、その年の7月の大水害をはじめ、昭和31年9月の魚津大火、昭和38年、56年の豪雪と災害に見舞われ、大きな被害が出た。

その後、各地区で土地区画整理事業が進められるとともに、新魚津水族館、ミラージュランド、新川文化ホールやありそドームなどの施設が建築され、都市基盤の整備、産業や教育・文化の振興が着実に進められ、富山県東部の行政、経済、教育・文化の諸機能が集積された、新川地域の中心都市として発展した。

近年は、「第68回全国植樹祭」をはじめとした大規模イベントの開催や「魚津のタテモン行事」のユネスコ無形文化遺産登録、「魚津浦の蜃気楼(御旅屋跡)」「東山円筒分水槽」の国登録文化財登録により本市の魅力が広く発信されている。

第4章 計画の対象とするリスク

魚津市では、過去に地震や豪雪、豪雨や富山県特有の寄り回り波等による大規模 な自然災害が発生している。

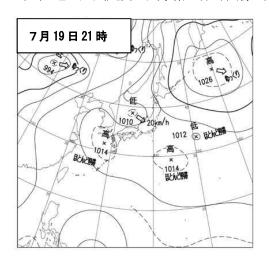
次の大規模災害を対象とする。

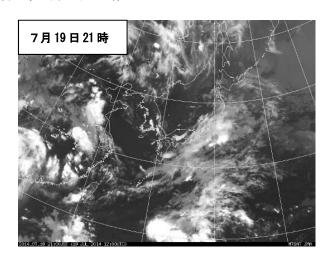
4.1 計画の対象とするリスク

豪雨、大火、大雪、台風、地震、津波

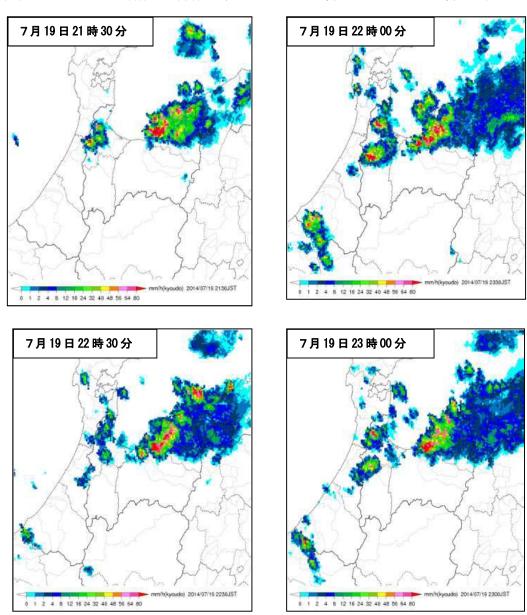
〇平成26年7月19日~20日発生豪雨災害 気象データ (富山地方気象台提供)

(1) 地上天気図及び気象衛星赤外画像(平成26年7月19日21時)

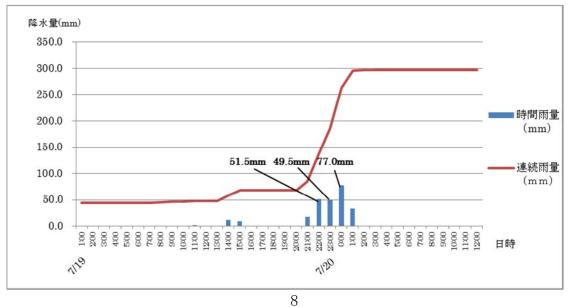




(2) レーダーエコー合成図 (平成26年7月19日21時30分~7月19日23時00分まで)



(3) 平成26年7月19日~20日にかけての時間雨量及び連続雨量



(4) 雨の状況

解析雨量では、19日18時から7月20日06時までの12時間積算で、魚津市で約250ミリの雨を解析した。7月19日23時から7月20日00時までの1時間に魚津市付近では約80ミリの猛烈な雨を解析し、7月20日01時から02時までの1時間に高岡市付近では約100ミリ、砺波市付近では約120ミリの猛烈な雨を解析した。

富山地方気象台は7月25日の報道機関への説明会において県内を襲った記録的豪雨は、積乱雲が連続して発生するバックビルディング現象であると発表した。

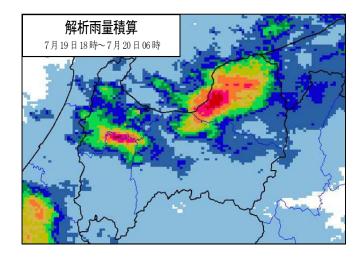
線状降水帯

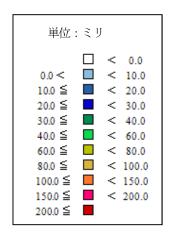
線状降水帯とは、非常に発達した帯状の雨雲ことをいいます。

バックビルディング現象(線状降水帯を作る要因)

バックビルディング現象とは、ある場所で積乱雲が発生し続け、上空の風に流されて積乱雲が移動し別の場所で雨を降らせる現象です。その際、積乱雲が線状に並び、同じ場所で強い雨や雷をもたらします。 (ウェザーニューズより)

○解析雨量(平成7月19日18時~7月20日06時までの12時間積算雨量)





○魚津市における伝承災害

災 害 名	水害						
発 生 日 時	昭和27年6月30日~7月1日						
被災地	市内全域(片貝地区の貝田新から島尻は被害甚大)						
	6月30日夜半から7月1日にかけて市内を襲った大豪雨は、実に40年						
	ぶりのものといわれ、当市を貫流する早月川・角川・片貝川及び布施川						
災害の概要	と、これにつながる幾多の支流に氾濫を招き、市内の各所において堤防						
火音の似安	が決壊した。道路橋梁の流失・田畑山林の流失・埋没・冠水に加えて、						
	家屋の全壊・流失・半壊及び床上・床下浸水などで、罹災者総数7,150						
	人、被害総額12億円を上回る大災害となった。						
	市制が発足して間もない折に、豪雨により百年ぶりともいわれる河川						
	の大洪水が起き多くの被害が出た。これを機に、抜本的な防災対策の見						
教訓等	地から、河川改修を押し進めるとともに、山間地帯の砂防工事を施して						
教 訓 寺	山災に備えることとした。また、緊急時の資材・器具を備えた水防倉庫						
	の建設や河川沿岸の住民で、魚津市水防団を結成して、有事に対処する						
	こととなった。						

災 害 名	魚津大火						
発 生 日 時	昭和31年9月10日						
	8割以上焼失した町	真成寺町・神明町・金屋町・金浦町・上村木					
被災地	6割以上焼犬した町	町・下村木町・川原町・鴨川町・村木					
	一部焼失した町	餌指町・諏訪町・本新・本江					
	魚津市真成寺町から	出した火が、台風通過後の南南西の風にあおられ					
	るなどの気象的な悪条件により、火はたちまち燃え広がり、市街地の約						
災害の概要	40%が焼け野原になった。焼失面積15万坪、焼失戸数1,496戸、焼失田畑						
	51町6反、罹災世帯1,583世帯、罹災者7,249人、死傷者は、死者5人・重						
	傷者5人・軽傷者165人、被害見積総額75億8千万円であった。						
	昭和27年に魚津市が	発足して以来、最も被害の大きい災害のひとつで					
	ある。被災地は、魚津市の市街地を形成しており、当時県下有数の過密						
教訓等	地帯であり、町並みも雑然としていて、一朝有事の場合は大災害をもた						
秋 训 寺	らす危険があると指摘	されていた地区であった。市は、このような大火					
	災に再び見舞われない	ように、不燃都市の造成を目標に都市区画整理事					
	業、幹線街路建設等を行	亍い近代都市に変貌していくこととなった。					

災 害 名	大雪
発 生 日 時	昭和38年1月~2月6日
被災地	市内全域
災害の概要	昭和38年1月豪雪。大陸の高気圧は、1050~1060mbの強い勢力を維持し、一方、日本海では次々に低気圧が発達して通過、本邦は顕著な冬型の気圧配置が長時間維持した。最深積雪は、富山186cm、伏木225cm、住家全壊46棟、同半壊28棟、同一部損壊2棟、同床上浸水122棟、同床下浸水822棟、橋流失1か所、山崩れ1か所、北陸本線23~28日ほぼ全面運休
教 訓 等	県下全般に大雪となり1月31日に県対策本部が設置された。2月2日からの融雪による浸水被害も加わり、大きな被害となった。

災 害 名	水害
発生日時	昭和44年8月10日~11日
被災地	市内全域
	8月10から11日にかけて昭和27年以来の集中豪雨に襲われ、市全域
災害の概要	にわたり大きな損害を与えた。被害は、罹災世帯996世帯、人員4,507
火音の概要	人、橋梁流失12箇所、堤防決壊91箇所、砂防決壊47箇所、重傷者1名、そ
	の他多数の被害が発生し、被害見積総額は約14億円に及んだ。
教訓等	治水の根本的対策として、角川と布施川の上流に洪水調節と農業用水
双 训 寺	を目的としたダムの築造が計画された。

災 害 名	大雪
発 生 日 時	昭和55年12月27日~昭和56年1月20日
被災地	市内全域
	北半球500mb面では3波数循環の大雪型が続き、地上ではシベリア高気
	圧が発達し、顕著な冬型の気圧配置となった。強い寒波は12月27日~30
災害の概要	日、1月2日~8日、1月10日~14日の3回来襲した。最深積雪は平野
火音の似女	部150~200cm、山沿い200~250cm、山間部300~400cmとなり昭和38年豪
	雪につぐ大雪となった。全県で圧雪による家屋の倒壊や除雪事故、雪崩
	等による死者が急増した。
	県下全般に大雪となり1月6日に県対策本部が設置された。交通関係
教訓等	では北陸・高山本線全面不通、遅延、全日空欠航、富山地方鉄道関係も
秋 訓 寺	大きな被害を受けた。電力、通信関係では送電鉄塔倒壊、ほかに断線が
	あり大きな被害となった。

災害名	台風
発 生 日 時	平成3年9月27日~28日
被災地	市内全域
	大型で非常に強い台風19号は、輪島市の北西170キロを通過した。
 災害の概要	6 市町で飛来物による負傷12名、17市町で住宅の損壊149棟、魚津市でリ
火音の似安	ンゴの大量落下、JR西日本鉄道では特急22本、急行3本、普通115本が
	運休、富山地方鉄道も一時不通
±4. ⇒u /**	高圧配電線の切断や電柱の傾斜等により県内では6万6千戸が停電し
教訓等	た。

災 害 名	大雪
発 生 日 時	令和3年1月7日~11日
被災地	市内全域
	強い冬型の気圧配置や寒気に加え、雪雲が発生しやすい状態が長く続
	き、県内8観測所のうち5カ所で1m以上の積雪があった。
災害の概要	市では24時間降雪量が66cmと統計開始以降で最大を記録。
	雪屋根下し時の転落、用水転落7件、床下浸水2件、シャッターの飛散
	2件、ビニールハウスの倒壊21件
教 訓 等	車のタイヤが雪にはまる「スタック」が相次ぐなど、数日にわたり県 内各地で交通障害が発生した。

○富山県内に被害をもたらした主な地震

本県に関係する主な地震は、下表のとおりであり、中でも特に1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。

なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめていないが、氷見海岸に おいて、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、 全くなかったという確証はない。

発生年	地震名	マク゛ニチュート゛	県内の被害等	県内の震度
863(貞観5)		7以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586 (天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木舟城崩壊、白川谷被害多し	(5~6)
1662(寛文2)	(琵琶湖付近)	7.25~7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)
1668(寛文8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707(宝永4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	(5~6)
1858(安政5)	飛越地震	7.0~7.1	大鳶・小鳶崩壊、洪水、流出家屋多し	(5~6)
"	(大町付近)	5. 7	八鳥・小鳥朋袋、供小、加山豕座夕し	_

(「新編日本被害地震総覧[増補改訂版]」字佐美龍夫、1996年)

●天正の大地震

- ・1586年1月18日 (天正13年11月29日) 発生、M7.8の規模
- ・北陸・飛騨から美濃、近江の広い地域で被害発生。
- ・富山県内で被害:高岡市福岡町の木舟城が崩壊し、城主前田秀次以下家臣多数圧死。

●安政の大地震

- ・1858年4月9日(安政5年2月26日)の真夜中発生、M7.0~7.1の規模
- ・震源:跡津川断層とみられている。
- ・震度5以上の地域:飛騨北部から越中、加賀に及ぶ。
- ・富山県内での被害:県東部は震度6で、富山城の石垣・門等が破損。富山市本宮では山崩れがあり、死者36名。県西部では、震度5で、高岡では地割れが生じ、寺が傾いた。

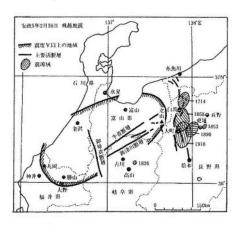
※常願寺川上流の立山カルデラでは、大鳶・小鳶の山崩れが起こり、湯川、真川を堰き止め、約2週間後に長野県大町近くで発生したM5.7の地震の振動で堰が崩れ、大洪水となる。その洪水による被害は、流出家屋等1,612戸、死者140人にのぼった。

◎天正の大地震

| 136°E | 137°

1586年1月18日 (天正13年11月29日) のM7.8天 正の大地震による護度の広がり。「新穣日本被害 地震終覧 [増補改訂版]」(字佐美龍夫、1996年) による。

◎安政の大地震



1858年4月9日(安政5年2月26日)のM7.0~7.1の安敦の大地震による震度Vの広がり。「新編日本被害地震総覧(宇佐美龍夫、1987年)による。

(「地震を視る」富山県

[立山博物館]、1993年)

〇震度4以上を記録した地震一覧

発生年	地震名	マク゛ニチュート゛	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和8)	七尾湾	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木4
1944(昭和19)	東南海地震	7. 9	不明	富山4
1948(昭和23)	福井地震	7. 1	西部で被害	富山4
1952(昭和27)	大聖寺地震	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良4
1993(平成5)	能登半島沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木4
2000 (平成12)	石川県西方沖	6. 1	被害なし	小矢部4
2007(平成19)	能登半島沖地震	6. 9	重傷 1、軽傷 12 非住家一部損壊 5	富山、氷見、滑川、小矢 部、射水、舟橋5弱 高岡、魚津、黒部、砺 波、南砺、上市、立山、 入善、朝日4
2007(平成19)	新潟県中越沖	6.8	軽傷1	氷見、舟橋4
2020(令和2)	石川県能登地方	5. 5	軽傷2	富山、氷見、舟橋4

〇過去の津波

本県で発生した過去の津波としては、1833 年山形県沖地震、近年では 1964 年新潟地震津波、1983 年日本海中部地震津波、1993 年北海道南西沖地震津波が挙げられる。(被害の記述なし)

発生年月日	地震の名称	地震規模	富山県での記録				
1833年12月7日	山形県沖地震	M7.8	氷見で1~2mの高さ				
1964年6月16日	新潟地震	M7.5	検潮記録による高さで、魚津 38cm (推算潮位上)				
1904 平 0 万 10 日	利何地辰	W17. 3	富山 48cm(TP 上)、伏木 61cm(TP 上)				
1983年5月26日			現地調査による高さで、滑川市 0.43m、新湊市 7 0.34m、高岡市 0.65m、氷見市 0.72m、氷見市中分				
	日本海中部地震	M7.7					
			0.15m				
1993年7月12日	小泡法毕业州州雪	M7.8	最大全振幅で、富山 17cm、萩浦橋(富山)13cm、富				
1993 平 7 月 12 日	北海道南西沖地震	M1.8	山新港 22cm、伏木港 17 cm				

「日本被害津波総覧 【第2版】」(東京大学出版会)による。

第5章 脆弱性評価

5.1 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の 事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。具体的には、8つの「事前に 備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価 を行っている。

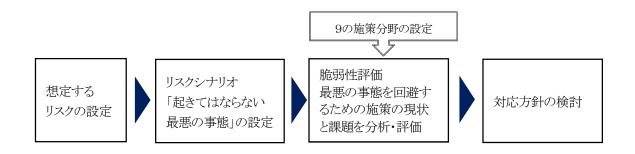
本計画においても、魚津市の地域特性を考慮し、計画策定に際して対象となる リスクを踏まえ、第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」に基づく37 の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。(次頁)

5.2 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、我々の国 土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を受けない強さと、速や かに回復するしなやかさを持つことである。

本計画では、「強靱化」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を 克服するための課題をリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を 検討している。

地域計画の策定に際しても、国、県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方針を検討する。



8つの「事前に備えるべき目標」と37の「起きてはならない最悪の事態」

1-① 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 1-② 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 1-③ 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 1-④ 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 1-⑤ 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 1-⑥ 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 1-⑥ 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 2-① 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 2-② 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-② 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 1-② を数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-② 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-③ 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による教助・救急活動等の絶対的不足 2-④ 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 康・避難生活環境を確実に確保する 2-⑥ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 2-⑥ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 2-⑥ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 2-⑥ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 3-8 紫悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・		
1 直接死を最大限防ぐ 1-③ 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 1-③ 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 1-⑤ 大規模な火山噴火・土砂災害 (深層崩壊)等による多数の死傷者の発生 1-⑥ 暴風雪等に伴う多数の死傷者の発生 1-⑥ 暴風空や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 2-① 裁災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 2-② 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-② 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-② 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-③ 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-④ 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 医療施股及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の 途能による医療機能の麻痺 2-⑥ 接換における疫病・感染症等の大規模発生 2-⑥ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 2-⑥ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 2-⑥ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 1-6		
1-④		
1-⑤ 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生 1-⑥ 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 2-① 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 2-② 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 数助・救急、医療活動が迅速に行われるとと 2 もに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する 2-⑥ 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 接難性活環境を確実に確保する 2-⑥ 医療施股及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の健康・避難生活環境を確実に確保する 2-⑥ 板災地における疫病・感染症等の大規模発生 企業の課業を手間情、本上公が健康管理による表現の練乳をの健康は影の悪化・企業の確保		
2-① 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 2-② 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 教助・教急、医療活動が迅速に行われるとと 1 もに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する と2-② 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 して④ 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 して④ 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 して⑥ 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の健康・避難生活環境を確実に確保する と2-⑤ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
2-① 期停止 2-② 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 数助・教急、医療活動 が迅速に行われるとと 1 もに、被災者等の健 康・避難生活環境 確実に確保する 2-③ 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の 建・活動 変遣を強能しよる医療機能の麻痺 2-⑤ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 企業が、非験は上手環境、不上公が健康等期による表表の神災者の健康状態の悪化・ 2-⑥ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 企業が、非験は上手環境、不上公が健康等期による表表の神災者の健康状態の悪化・ 2-⑥ が		
2-② 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 教助・教急、医療活動 が迅速に行われるとと もに、被災者等の健 康・避難生活環境を 確実に確保する を療施股及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の 健康・避難生活環境を を決して、を発施股及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の 健康・避難生活環境 を決している疾病・感染症等の大規模発生 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
教助・救急、医療活動		
2 - 4に、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する と- ② 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 被災者 では要生活環境を確実に確保する 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途域による医療機能の麻痺 2- ⑤ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 と活環境 企業が影響は手環情、不上公が健康等期による条数の練術者の健康状態の悪化。		
確実に確保する (建康・ ・ 金種による医療機能の麻痺 (生活 ・ 2-⑤ と療施取及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の ・ 金種による医療機能の麻痺 (生活 ・ 3型き ・ 4活 ・ 2-⑥ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 ・ ・ 単小・野球単生・汗浸性 ホーム小が健康等期による条数の神質者の確保 ・ ・ 一・ア・野球単生・汗浸性 なーム小が健康等期による条数の神質者の確保		
か重た政器上で理像 エームケ陸事等用による数のは災害の健康状態の重化。		
2-⑦ 死者の発生		
1. 人命の保護 3 必要不可欠な行政機 3-① 放災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停 能は確保する 能は確保する には確保する		
が最大限図られ ること 3-② 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
必要不可欠な情報通 4-① 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 情報通信機能・		
II. 魚津市及び 社会の重要な機 は確保する は確保する は確保する は確保する		
宇を受けず維持 「カスドラム サルエー 5-① サプライチェーンの 寸断等による経済活動の 麻痺	64	
されること 5 経済活動を機能不全 5-② 交通インフラネットワークの機能停止 地域経済活動 の維持	EU]	
皿 市民の財産 5-3 食料等の安定供給の停滞		
及び公共施設に 係る被害の最小 化 ライフライン、燃料供		
	按害	
17. 迅速な復旧 6 を最小限に留めるとと 6 を最小限に留めるとと 6 2 正水道、底・工業用水等の長期間にわたる機能停止 7. の最小比		
もに、早期に復旧させ る もに、早期に復旧させ る もに、早期に復旧させ も一で、単純線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわた る 機能停止		
6-⑤ 防災インフラの長期間にわたる機能不全		
7-① 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		
7-② 海上・臨海部の広域複合災害の発生		
制御不能な複合災 7-(3) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺 複合災害・		
7 書・二次災害を発生させない 7-④ ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物 の流出による多数の死傷者の発生	坊止	
7-(5) 有害物質の大規模拡敵・流出による県土の荒廃		
7-⑥ 農地・森林等の被害による県土の荒廃		
8-① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		
8-② 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態		
	迅速かつ	
° な姿で復興できる条件を整備する 8-④ 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	強靱な復興	
8-(5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に 遅れる事態		
8-⑥ 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内 経済等への甚大な影響		

5.3 脆弱性評価

37の「起きてはならない最悪の事態」について、関連する現行の施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、事態の回避に向けた対応力について分析・評価を行った。

課題分析にあたっては、定量的に把握するための指標を設定した。

5.4 評価結果の主なポイント

評価結果の主なポイントは以下のとおりである。

(1) 重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

防災・減災等に資する国土強靱化施策は、いまだ道半ばの段階にあるものが多い。東日本大震災で得られた教訓から、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、国土強靱化施策を4つの基本目標に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性等の確保が必要

いかなる災害等にも対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、産業(エネルギー、金融、情報通信含む)、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えるとその影響は甚大であり、バックアップ施設/システムの整備等により、代替性等を確保する必要がある。

(3) 国、県、民間等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、市だけでなく、国、県、民間事業者、NPO、市 民など多岐にわたる。効率的、効果的に施策を実施するためには、組織体制の 強化や、各実施主体との徹底した情報共有や各主体間の連携が必要不可欠であ る。

また、8つの「事前に備えるべき目標」ごとのポイントは次のとおりである。

1 直接死を最大限防ぐ

- ・津波、水害、土砂災害等から市民の生命・財産を守る治山、治水、砂防、 海岸保全等の施設整備を国、県と連携して促進するとともに、森林・農地 保全の推進が必要である。
- ・重要な施設の耐震化対策、老朽化対策を計画的に実施する必要がある。
- ・ハザードマップ、迅速な情報伝達、防災訓練などのソフト面の対策を充実 強化し、避難行動等の確立を図る必要がある。
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難

生活環境を確実に確保する

- ・基本団員及び女性消防団員の増加を図るなど、消防団員の確保に努める必要がある。
- ・DMAT (災害派遣医療チーム)等と連携した研修による災害医療人材を 育成する必要がある。
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
 - ・市の業務継続計画(BCP)に基づく事業継続体制の整備を進める必要がある。
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
 - ・災害時に備えた情報通信手段の確保を図る必要がある。
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
 - ・第1次~3次緊急通行確保路線を確保する必要がある。
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に 留めるとともに、早期に復旧させる
 - ・魚津市の特性を活かした再生可能エネルギーの活用を推進する必要がある。
 - ・降積雪等により道路交通に支障をきたさないように、重要路線における車 道除排雪を推進する必要がある。
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
 - ・国土保全機能を維持するため、農地・農業水利施設等の保全管理や森林の 整備を推進する必要がある。
- 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
 - ・迅速な再建・回復に不可欠な存在である建設業の技術者の確保等を図る必要がある。
 - ・地籍調査の進捗率が全国平均や県平均を下回っており、調査の促進を図る 必要がある。

第6章 推進方針

6.1 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、今後必要となる施策を検討するため、国の国土強靱 化に関する施策の分野をもとに9の施策分野を設定し、それぞれの推進方針(施 策の策定に係る基本的な指針)として整理した。

(施策分野)

(1) 行政機能・防災教育分野、(2)住環境分野、(3)保健医療・福祉分野、(4)産業分野、(5)国土保全・交通物流分野、(6)リスクコミュニケーション分野、(7) 人材育成分野、(8)官民連携分野、(9)老朽化対策分野

マトリクスによる分析・評価、推進方針表・・・別添

6.2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」を達成するための9の施策分野に設定した122の推進方針を以下に示す。

施策分野

(1) 行政機能・防災教育分野

- ➤ 調査研究の実施
- ➤ 行政機能の確保
- ➤ 災害対策訓練の実施
- ➤ 防災拠点の強化等
- > 災害対処能力の向上
- ➤ 関係機関との連携
- 伝達体制の強化

(2) 住環境分野

- ➤ 施設の耐震化
- ➤ 上下水道施設等の整備
- > 廃棄物及び有害物質対策
- ➤ 市街地等における防災性の向上
- ➤ 避難所施設の整備等

(3) 保健医療・福祉分野

- ➤ 施設の整備・耐震化
- ➤ 訓練の実施・体制の整備
- ➤ 衛生管理

(4) 產業分野

- ➤ 企業・事業所
- ➤ 農林水産
- ➤ エネルギー
- ➤ 情報通信

(5) 国土保全・交通物流分野

- ○国土保全
- ➤ 河川
- ➤ 海岸
- ▶ 漁港・港湾
- ➤ 農地
- ➤ 森林
- ➤ 市街地・中山間地
- ➤ 土砂災害等の対策
- ○交通物流
- ➤ 道路
- ➤ 鉄道
- ➤ 緊急輸送対策

(6) リスクコミュニケーション分野

- ➤ 地域防災力の向上
- ➤ 避難支援等

(7) 人材育成分野

➤ 人材の育成等

(8) 官民連携分野

- ➤ 連携体制の構築
- ➤ 情報の共有

(9) 老朽化対策分野

- ▶ 農業水利施設等
- ➤ 道路
- ➤ 海岸・河川・砂防等
- ➤ 漁港・港湾
- ➤ 住環境
- ➤ 鉄道
- ➤ 適切な維持管理

施策分野

(1) 行政機能・防災教育分野

(調査研究の実施)

○調査研究の実施

建物の倒壊や火災、津波、水害、土砂災害、暴風雪などの災害発生時における応急活動、避難活動、被害拡大防止等の対応策について、調査・研究し、防災活動への活用を推進する。

(行政機能の確保)

○業務継続計画の不断の見直し

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のための準備体制を定めた魚津市業務継続計画(魚津市BCP)を必要に応じて見直していく。

○市有施設における防災体制の整備

災害発生時に備えて、市有施設における物資の備蓄、電力等の確保、電力供給が停止した場合に備えた非常用電源設備の耐震・浸水対策や燃料備蓄、市有施設の代替機能の確保、通信経路やネットワーク拠点の二重化、各種データのバックアップ体制の整備等を推進する。

(災害対策訓練の実施)

○総合防災訓練の実施

複合災害を想定した大規模な災害時における迅速かつ的確な防災活動の確認、市民への防災思想の普及啓発を図るため、警察、消防等の関係機関及び建設業協会等の民間や地元住民の参加のもと、実践的な訓練を実施する。

(防災拠点の強化等)

○防災・危機管理機能の強化、地域防災力の向上

自助や共助による地域防災力の向上を図るため、平時には、市民の防災 意識の普及・啓発のほか、防災士をはじめとする地域の防災リーダー等の 育成・スキルアップのための研修や交流を図る場を提供する。

(災害対処能力の向上)

○救出救助活動体制の整備等

管轄内外間わず大規模な風水害や噴火など、また、高所における災害現場 に備え、救助救出活動能力を高めるため、救助工作車、30m級はしご車及び 資器材の更新並びに訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関との連携を図る。

(関係機関との連携)

○防災関係機関との相互協力

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進する。

○広域連携の推進

自衛隊、警察、消防等の広域応援部隊の連携のもと、倒壊建物等からの救助、災害医療救護活動等の実践的な訓練を実施する。また、応援協定に基づき、災害時応援協定締結都市と連携した訓練を実施する。

○緊急消防援助隊※の合同訓練への参加実施

緊急消防援助隊の出動要請に伴い、部隊の集結等、実践に即した訓練を通して、緊急消防援助隊相互及び防災関係機関との連携強化を図るとともに、消防機関として円滑な応援体制の整備を目的とし、災害の想定は事前に公表しないブラインド訓練方式による、中部ブロック合同訓練等に参加実施する。

※ 緊急消防援助隊は平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震等の大規模災害において、被災地の消防機関だけでは対応できないときに、人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互の援助体制を構築するために創設

(伝達体制の強化)

○住民等への緊急情報伝達の強化

電子メール、SNS等により、正確・迅速に住民へ情報伝達できるよう体制を整備するとともに、魚津市防災タイムラインに基づき、水害、土砂災害等発生時の緊急情報訓練を行うなど緊急情報の伝達体制の強化を図る。

○避難行動につながる取組の推進

県内の雨量・水位や土砂災害警戒情報等の情報を提供する富山防災WEB ※、魚津市が作成するハザードマップ(洪水、土砂災害、津波等)の周知を 図るなど、より多くの方の適切な避難行動につながる取組みを進める。

※ 富山防災WEB http://www.bousai.pref.toyama.jp/

○市民への啓発活動

市広報やNICE-TV、出前講座を活用した啓発活動や、地域の自主防災活動の支援を通して、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する。また、子どもたちの災害対応能力を育成するため、小中学生における防災教育を推進する。

○魚津市シェイクアウト訓練の実施

市民の防災意識の向上を図るため、地震発生時の落下物等から身を守る「魚津市シェイクアウト訓練」を実施する。

※ 魚津市シェイクアウト訓練は、①姿勢を低く、②頭を守り、③動かない(1分程度)という、地震 発生時に身を守るための安全行動を行う防災訓練

○外国人住民への防災情報の提供

多言語化した富山防災WEBの周知や災害時に役立つ防災情報を多言語で 提供し、外国人住民の防災意識の向上を図る。

(2) 住環境分野

(施設の耐震化)

○住宅・建築物の耐震化

住宅の耐震化率は73.9% (未確定 H30) であり、約5,100戸の住宅の耐震性が不足している。これらの生活基盤である住宅と、多数の者が利用する建築物について、魚津市耐震改修促進計画に基づき耐震化を促進する。

○学校施設の耐震化

地震時に落下する可能性のある照明器具など、学校施設の非構造部材の耐 震化を推進する。

○空家対策の推進

「魚津市空家等対策計画」に基づき、管理不全で倒壊や飛散の危険がある 空家の安全対策等を推進する。

○文化財建造物の耐震化及び防火設備の充実

指定の文化財建造物の耐震化及び防火設備の充実を図り、貴重な文化財の 損失防止に努める。

(上下水道施設等の整備)

○上水道施設の整備

水道施設全体の耐震化や老朽化対策のため、浄水施設や配水池の耐震補強や基幹管路の老朽管更新と耐震化を計画的に進める。

○下水道施設の整備

汚水については、下水道未整備地域を解消するため、引き続き下水道施設の整備を進めるとともに処理場の統廃合を進め、効率的・経済的に公共用水域の水質保全を図る。雨水については、市街地等の浸水被害を未然に防止するため、雨水幹線等の下水道施設の整備を推進する。

○下水道施設の地震対策

地震時における下水道機能の確保のため、魚津市浄化センター等では、耐震診断の実施や、対策が必要な施設の耐震化を進めているところであり、引き続き、終末処理場や管渠等の下水道施設の耐震化を計画的に進める。

○下水道BCPの策定

魚津市下水道事業業務継続計画(下水道BCP、H27.11策定)に基づき、 訓練や定期的な点検等を実施し、各種の危機に対して継続的に計画の見直し を行う。

○下水道計画区域外における合併処理浄化槽の設置

生活排水による河川等の水質汚濁を防ぐため、下水道計画区域外における 合併処理浄化槽の設置を支援していくとともに、広報等で啓発することによ り、法定検査の受検を推進する。

(廃棄物及び有害物質対策)

○災害廃棄物対策の推進

魚津市災害廃棄物処理計画に基づき、県及び周辺自治体等との協力・連携により広域的な対策を推進する。

(市街地等における防災性の向上)

○住宅密集地区の解消及び市街地再開発等の推進

市街地における防災性の向上を図るため、魚津駅新魚津駅周辺地区や電 鉄魚津駅周辺地区の中心市街地において、老朽化した建築物の除却、不燃 化された都市型住宅等の整備を推進する。

○除排雪活動の支援

自力で除排雪が困難な世帯等の安全や利便性を確保するため、地域住民等 が連携して行う地域ぐるみの除排雪活動への支援を推進する。

○冬期間の地下水位低下対策の推進

冬期間の降雪時、消雪設備が一斉稼働することによる井戸涸れ等の地下水 障害を未然に防ぐため、大幅な地下水位低下時に地下水利用者に節水の呼び かけや地下水涵養事業を行い、水位の速やかな回復を図る。

(避難所の整備等)

○避難所の整備等

災害時に被災者(高齢者等の要配慮者含む。)が避難生活を送り、生活再建を始めるための拠点となる避難所(指定避難所、指定緊急避難場所)の指定、設備の整備・点検、食料等の備蓄を図る。

○快適な避難所環境の構築

被災者が避難所で快適に過ごせるよう、避難所のバリアフリー化、暑さ、 寒さ対策や新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に必要な備品や物品 の整備等を進める。

○感染症に対応した避難所の推進

密接を避けるため複数の避難所の開設や、避難所内での距離を取った区画の配置、体調不良者や濃厚接触者の専用スペースの確保等、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に配慮した避難所の開設・運営を推進する。

○市災害救助物資の備蓄

地震等による被害想定を踏まえ、備蓄を進めている非常食(飲料水、アルファ米等)について、引き続き購入・備蓄を行う。食料以外の備蓄品(毛布)についても同様に備蓄を進める。

○流通備蓄の推進

現物備蓄を補完するための流通備蓄については、飲料水、アルファ米以外の食料も含め必要量を確保できるよう、スーパーなどの協定先から供給可能数量について定期的に確認を行うほか、調達先の拡充に努める。

○飲料水の確保

災害時に避難所等に指定されている施設の飲料水及び生活用水を確保し、 給水する飲料水については、残留塩素を測定し衛生対策に努める。

○社会福祉施設における備蓄品の確保

各社会福祉施設は、あらかじめ定められた各施設の防災計画に従い入所者 及び利用者の保護に努める。

(3) 保健医療・福祉分野

(施設の整備・耐震化)

○児童福祉施設等の整備

自力避難が困難な乳幼児の居場所である保育所等は施設の老朽化を勘案しながら耐震・改修等の整備を図る。また、児童発達支援センターについては、耐震性がなく老朽化も進んでいることから、再整備の際は福祉避難所機能を有した施設となるよう検討を進める。

(訓練の実施・体制の整備)

○県、関係機関と連携した防災訓練の実施

障害者等の要配慮者の防災支援体制の整備のため、県、関係機関と連携し、 実践的な防災訓練を実施する。

○医師会・歯科医師会等との連携体制の構築

被災時における医療救護所の開設や多数の遺体の身元確認等に対応するため、医師会、歯科医師会との連携体制の構築を図るとともに、訓練の実施等を通じてその実効性を高める。

○救急・搬送体制の整備

災害時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう、 災害拠点病院等における複数の通信手段の確保に努めるとともに、新型コロ ナウイルス感染症等、感染症対策として、感染防止資機材等の補充・備蓄体 制の構築を推進する。

○火葬場の広域的な協力体制の整備

災害等で火葬場の使用が困難となった場合や、遺体の数が極めて多くなり、 平常時に使用している火葬場の能力だけでは対処が困難となった場合に対応 できるよう、県及び他市町村等と連携し、広域的な協力体制の整備を行うと ともに災害等を想定した情報伝達訓練を実施する。

○避難行動要支援者対策の促進

災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のため、特に支援を必要とする避難行動要支援者の名簿の適正な管理及び更新、避難支援等関係者との情報共有・相互連携を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりについての個別計画の策定の取組みを促進する。

○保健・福祉等の受入体制の整備

被災地の被害状況や規模、住民の避難状況、被災地の健康ニーズや地域性、保健師の稼動状況等を考慮して、県に対する保健師の応援・派遣要請の必要性を検討し、早期の受入れ体制の整備を図る。

○切れ目のない医療救護活動の推進

災害発生から概ね48時間以内に活動するDMATから、急性期以降に活動を行う公的病院の医療救護班へ円滑な引き継ぎを行い、切れ目のない医療救護活動を実施する。

○被災者の健康を守る体制の整備

災害時の保健活動マニュアルに基づき、保健師等の公衆衛生関係者による 心身のケア、インフルエンザなどの感染症、エコノミー症候群、高齢者の心 身機能の低下の予防など、被災者の健康維持体制を整備する。

○災害医薬品等の備蓄

平時より、災害発生直後から流通を通じて適切に供給されるようになるまでに必要な医薬品等(3日間程度)の備蓄に努める。

(衛生管理)

○避難所等における衛生管理

県・市・関係団体との連携強化による、避難所や住宅における衛生管理と 防疫対策、被災者の健康支援の充実を図る。

また、発災時には避難所の感染症状況等の把握に努め、感染症予防用のリーフレットの掲示や手洗い指導の実施等により衛生管理を行う。

○消毒等の実施

発災時における感染症法に基づく消毒等の指示について、迅速かつ的確に

実施できるよう平時から県と連携し防疫体制を強化する。

○飲料水の確保〔再掲:(2)住環境〕

災害時に避難所等に指定されている施設の飲料水及び生活用水を確保し、 給水する飲料水については、残留塩素を測定し衛生対策に努める。

(4) 産業分野

(企業・事業所)

○小規模企業の持続的発展の推進

地域における多様な主体との連携・協働により、地域経済と地域コミュニティを支える小規模企業の持続的な発展を推進する。

○被災企業に対する支援対策

被害を受けた企業に対し、既往の中小企業高度化資金等の債務について、 償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講じるとともに、県等が事業の復旧 に必要な資金の融資を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定 を図る。

○商工会議所との連携による事業継続力強化支援計画作成

商工会議所とともに「事業継続力強化支援計画」を策定し、中小企業の事業継続計画策定を推進する。

(農林水産)

○農地の災害対応力強化

ゲリラ豪雨等による農作物の堪水被害の軽減を図るため、食料生産の基盤である農地についての排水改良等の整備を推進する。また、地形的・自然的に厳しい環境にある中山間地域の山腹水路において、土砂災害等を未然に防止するための整備を推進する。

○農業水利施設の計画的な整備

食料の安定供給のほか、多面的機能の維持のため、施設の老朽化が進行する 農業水利施設の計画的な整備を推進する。

○農地・農業水利施設等の保全

農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、日本型直接支払制度(地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動等の支援)の活用により、

農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組を推進する。

○水資源の有効利用

異常渇水時において、関係水利者と相互に協議、調整を行い、必要な農業 用水を確保するため、必要に応じ渇水対策連絡会を開催する。

(エネルギー)

○再生可能エネルギーの活用

(仮称) 魚津市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(令和3年度策定 予定)に基づき、太陽光発電、水力発電などの地域資源を活用した再生可 能エネルギーの導入を推進する。その中で防災拠点等公共施設への再生可 能エネルギー設備の設置を検討する。

○発災時における燃料供給体制の整備

災害時における緊急車両への給油や災害拠点病院等への燃料供給について 災害時受援計画を策定するとともに、石油商業組合等との情報交換、連携を 密にするなど、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう体制を整備する。

(情報通信)

○避難施設の災害対応力強化

災害時に備え、避難施設等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の設置や携帯電話充電器の整備等を促進する。

○災害時における通信手段の確保

災害時に情報収集する通信手段として、公衆無線LANの整備を推進する。 なお、大規模災害発生時においては、事業者が設置した公衆無線LANを 無料開放することがガイドラインとして定められていることから、避難所等 の防災拠点については、事業者による整備を働きかける。

○総合防災訓練の実施

通信事業者や電力事業者の参加のもと、迅速な復旧活動や有効な代替手段を確保するための実践的な訓練を実施する。

○ICT 技術等を活用した防災対策の推進

ソーシャルメディア等の活用も含めた、総合的な防災情報の収集と共有を 図るとともに、インフラにおける先進技術などスマートインフラへの進化を 図り、防災対策を推進する。

(5) 国土保全・交通物流分野

【国土保全】

(河川)

○洪水を安全に流すための治水対策の推進

片貝川、早月川、布施川、角川など急流河川があり、これまで幾度となく集中豪雨等により河川の氾濫等の大きな被害を受けてきたことから、河川改修やダムの整備による治水対策を進められてきたが、整備が必要な区間がまだ多く残っているため、引き続き、計画的かつ重点的に河川の整備(片貝川河川整備、布施川改修整備、鴨川放水路整備)のハード対策を推進するよう県に要望する。

○災害の未然防止や軽減のための治水対策の推進 伐木や浚渫などの災害の未然防止対策の推進を県に要望する。

○河川管理施設の老朽化対策

河川等の河川管理施設の機能が十分発揮されるよう予防保全を基本とした 老朽化対策を促進する。

(海岸)

○海岸保全施設の整備及び老朽化対策

地震・津波・高潮・高波及び海岸侵食から国土を保全するため、離岸堤など海岸保全施設の整備、老朽化対策を県に要望する。

○津波避難場所の確保等

津波避難場所や、避難場所の方向・距離や海抜表示、想定される津波の浸水深を表示する津波避難誘導標識の設置などによる避難経路の確保を図る。

(漁港·港湾)

○漁港施設の整備及び老朽化対策

老朽化対策を推進し、漁港施設(外郭施設を含む。) の機能保全及び長寿 命化に必要な補修工事を実施する。

○港湾施設の機能保全

災害時には、救援物資の輸送など物流拠点としての役割が求められること

から、港湾施設の機能保全など必要な維持管理を県に要望する。

(農地)

○ため池の整備

決壊した場合に大きな被害が生じるおそれがある防災重点ため池について、 詳細調査(耐震・豪雨)や老朽化状況を踏まえて総合的に判断し、緊急度の 高いものから整備を推進する。また、放置されているため池の廃止を推進す ることで、ため池決壊による災害リスクを軽減する。

ソフト対策では、ため池ハザードマップを作成するとともに、地域へ周知するなど、緊急時の迅速な避難行動に繋げる対策を推進する。

○農地の洪水防止機能の保全

農業者の高齢化や後継者不足で耕作放棄地の増加が懸念されるなか、担い 手への農地集積・集約化とともに農地の大区画化・汎用化整備による農地の 確保を通じ、洪水防止機能(雨水を一時的に貯留)の保全を図る。

(森林)

○森林の適正管理と保全の推進

森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、整備が必要な森林について間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。

○森林の整備と防災機能の強化

山地災害発生のおそれの高い箇所の把握や、保安林の適正な配備と併せ、 山地防災力強化のため、治山施設の整備と森林整備による荒廃山地の復旧・ 予防対策や流木対策の整備等の治山対策を推進する。

(市街地・中山間地)

○市街地等の浸水対策の推進

市街地等における局地的な大雨による浸水被害の軽減を図るため、河川、 下水道、排水路等の管理者が連携し、流域治水を基本とした総合的な浸水対 策を推進する。

○地籍調査の推進

地籍調査の進捗率が10% (R2年度) と全国平均の52%を大きく下回っており、被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、地籍調査を推進する。

○孤立集落対策資機材の整備

孤立の可能性のある集落に対し、非常時の通信手段の確保に必要な衛星携帯電話などの通信機器や、応急対策に必要な発電機などの防災資機材の整備を支援する。

(土砂災害等の対策)

○土砂災害等に対する防災意識の向上

県が行う土砂災害警戒区域※等の指定や、これに先立つ基礎調査結果を公表、土砂災害の危険性を周知するとともに、住民参加の防災訓練を実施することにより、防災意識の向上を図る。

※ 土砂災害等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域を土砂 災害防止法に基づき都道府県知事が指定する。

○土砂災害等に対する警戒避難体制の整備

要配慮者への対応も含め住民自らが地区や個人の実情を踏まえ、ハザードマップや地区防災計画の作成・見直しを行うことで警戒避難体制の強化を図り、実効性のある避難を確保する。

○土砂災害等に対する災害対応能力の向上

深層崩壊や地すべりの発生に対し、情報を速やかに入手し、住民等へ情報 提供する体制づくりを行うとともに、関係機関が連携した防災訓練を実施す るなど、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、災害 対応能力の向上を図る。

○十砂災害等の対策の推進

土砂災害警戒区域危険箇所における土砂災害等の被害を最小限に抑えるため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による整備を推進し、保全対象人家数が多い箇所、要配慮者利用施設、避難路・避難施設、重要な交通網及び災害時の拠点施設等に対する安全の確保を図る。

魚津市における土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域数	
246箇所	土石流危険渓流86渓流
	地すべり危険箇所33箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所127箇所

○土砂災害施設の老朽化対策土砂災害施設の老朽化対策を県に要望する。

(5)国土保全・交通物流分野

【交通物流】

(道路)

○災害に強い道路ネットワークの整備

安全安心で利便性の高い道路ネットワークの整備を引き続き進めるととも に、災害時の円滑な避難や迅速な人命救助のため、緊急通行確保路線や避難 路を確保する。

○地震発生時に救援物資の輸送を担う緊急通行確保路線等に架かる橋梁の耐震 化

市管理道路における緊急通行確保路線の重要橋梁(橋長15m以上)や高速 自動車道、国道8号、鉄道を跨ぐ重要橋梁(橋長15m以上)について、耐震調 査を行い、長寿命化計画に併せて整備を推進する。

○市街地等における道路の無電柱化の推進

電柱の倒壊による交通経路の遮断を回避するため、緊急輸送道路等の無電柱化を推進するとともに、景観にも配慮し、市街地等の道路で必要性及び整備効果が高い箇所について、無電柱化を推進する。

○都市の防災性の向上に寄与する都市基盤整備の推進

あいの風とやま鉄道魚津駅等の主要な交通結節点へのアクセス道路等の整備を促進し、安全で円滑な交通確保を図るとともに、災害時には避難地や災害拠点ともなる公園、緑地等の整備や長寿命化に取り組むなど、防災性に優れた市街地の形成を推進する。

○道路の雪寒対策の推進

降積雪等により道路交通に支障をきたさないように道路の除排雪等を適切に実施するほか、安定的な除雪体制を維持するため、除雪オペレーターや除雪機械の確保に努める。また、市民との協働による除雪を推進する。

○雪寒対策における道路施設整備の推進

安全で円滑な道路交通を確保するため、消雪施設の更新等を推進する。

(鉄道)

○あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道の経営安定と利用促進に向けた取り組 み

県や沿線市町村と連携し、運行等に対する支援を行い、経営安定を図っていく。また、県や沿線市町村等と効果的な利用促進策などについて協議し、必要な支援を行う。

○あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道の早期復旧等に向けた取組

各鉄道が被災した際には、代替バスの設定など、鉄道事業者に対し当面の 代替措置を要請し、その情報発信に努める。また、早期の全面復旧のため経 営安定基金等による支援を検討するとともに国に対し支援を要請する。

○鉄道の老朽化対策・存続支援

あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道においては、橋梁やトンネルなど重要インフラの老朽化が進み、安全運行に支障が生じる懸念があることから、特に対応が必要な事業を重点的に支援し、鉄道施設の予防的な老朽化対策を早急に進め、沿線市町と連携し、存続を支援する。

(緊急輸送対策)

○緊急輸送ネットワークの整備

災害時の緊急物資の輸送等のため、輸送路を確保するとともに物資の輸送に必要な車両等を調達するなど、輸送力に万全を期する。

⑹ リスクコミュニケーション分野

(地域防災力の向上)

○地域防災力の基盤強化

地域における防災力の向上を図るため、避難所運営計画をはじめとする災害対策の計画を、自主防災組織が策定できるよう支援する。

○災害を想定した訓練の実施

自主防災組織が実施する地震、津波、洪水や土砂災害等を想定した防災訓練に対して支援する。

○災害対策資機材の整備

自主防災組織による災害時に効果的な活動をするための災害対策資機材の

整備を支援する。

(避難支援等)

○避難行動要支援者対策の促進〔再掲:(3)保健医療・福祉〕

災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のため、特に支援を必要とする避難行動要支援者の名簿の適正な管理及び更新、避難支援等関係者との情報共有・相互連携を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりについての個別計画の策定の取組みを促進する。

○外国人住民への支援

地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安 否確認や避難誘導、救助活動に努める。

(7) 人材育成分野

(人材の育成等)

○消火・救助技術の向上

水槽付き消防ポンプ自動車や30m級はしご車、最新の救助資器材を積載した救助工作車など、充実した装備を備えた消防車両等を活用した実践的な訓練の実施により消火・救助技術の向上を図る。

○消防人材・消防団員等の育成

複雑・多様化する災害に対応するため、魚津消防署においてチェーンソー等を活用した救助訓練等教育訓練の充実を図るなど、消防職員及び消防団員等の対応能力を高める。

また、消防大学校や県消防学校における、各種専科教育へ消防職団員を出向させることで、最新の知識・技能を修得させ、育成を図る。

○女性消防団員等の確保

地域防災力の充実強化を図るため、女性消防団員や機能別団員の入団促進 及び体制の充実に対する支援等により、団員の確保及び消防団の活性化を 図る。

○医療・介護人材の育成

災害時に、医療や介護に携わる人材の絶対的不足による被害の拡大を生じないよう、医師会、歯科医師会、看護協会、介護福祉士会などの関係機関と連携し、災害に備えた訓練の実施等により、医療・介護人材の災害対応力の

強化を図る。

○保健・福祉人材の災害対応能力の向上

保健師や地域包括支援センター職員等に対する研修・訓練による、公衆衛 生関係者や福祉人材の災害対処能力の向上を図る。

○防災人材の育成・確保

地域における防災行動力の向上を図り、防災・減災に係る人材育成等を強化するため、防災士を育成・確保する。

○防災・危機管理機能の強化、地域防災力の向上〔再掲:(1)行政機能・防災 教育〕

自助や共助による地域防災力の向上を図るため、平時には、市民の防災 意識の普及・啓発のほか、防災士をはじめとする地域の防災リーダー等の 育成・スキルアップのための研修や交流を図る場を提供する。

○自主防災組織の育成強化

自主防災組織の活動活性化を促進するため、自主防災組織のリーダーを対象に先進的な組織の活動事例の紹介、避難所運営の実習等、より実践的な研修を実施する。

(8) 官民連携分野

(連携体制の構築)

○総合防災訓練の実施〔再掲:(1)行政機能・防災教育〕

複合災害を想定した大規模な災害時における迅速かつ的確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、市民への防災思想の普及啓発を図るため、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び建設業協会等の民間や地元住民の参加のもと、実践的な訓練を実施する。

○災害時応援協定締結による連携体制の整備

国、地方公共団体、防災関係機関、民間との災害時における応援協定締結 や、民間事業所との包括連携協定等により、災害時の物資調達・搬送、ボラ ンティアの円滑な受け入れなどに係る連携体制を整備する。

○医師会・歯科医師会等との連携体制の構築

〔再掲:(**3**) 保健医療・福祉分野〕

被災時における医療救護所の開設や多数の遺体の身元確認等に対応するため、医師会、歯科医師会との連携体制の構築を図るとともに、訓練の実施等を通じてその実効性を高める。

- ○魚津市シェイクアウト訓練の実施〔再掲:(1) 行政機能・防災教育分野〕 市民の防災意識の向上を図るため、地震発生時の落下物等から身を守る 「魚津市シェイクアウト訓練」を実施する。
 - ※ 魚津市シェイクアウト訓練は、①姿勢を低く、②頭を守り、③動かない(1分程度)という、地震 発生時に身を守るための安全行動を行う防災訓練
- ○商工会議所との連携による事業継続力強化支援計画作成 商工会議所とともに「事業継続力強化支援計画」を策定し、中小企業の事業継続計画策定を推進する。

(情報の共有)

○土砂災害等に対する災害対応能力の向上〔再掲:(5)国土保全・交通物流〕 深層崩壊や地すべりの発生に対し、情報を速やかに入手し、住民等へ情報 提供する体制づくりを行うとともに、関係機関が連携した防災訓練を実施す るなど、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、災害 対応能力の向上を図る。

(9) 老朽化対策分野

(農業水利施設等)

○農業水利施設の計画的な整備〔再掲: (4)産業〕 食料の安定供給のほか多面的機能の維持のため、施設の老朽化が進行する 農業水利施設の計画的な整備を推進する。

(道路)

○道路施設の老朽化対策

橋梁や照明など道路施設の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、計画的に補修等を推進する。

(海岸・河川・砂防等)

○海岸保全施設の整備及び老朽化対策〔再掲:(5)国土保全・交通物流〕 地震・津波・高潮・高波及び海岸侵食から国土を保全するため、離岸堤な ど海岸保全施設の整備、老朽化対策を県に要望する。

- ○河川管理施設の老朽化対策〔再掲:(5)国土保全・交通物流〕 河川等の河川管理施設の機能が十分発揮されるよう予防保全を基本とした 老朽化対策を促進する。
- ○土砂災害施設の老朽化対策〔再掲:(5)国土保全・交通物流〕 土砂災害施設の老朽化対策を県に要望する。

(漁港·港湾)

- ○漁港施設の整備及び老朽化対策〔再掲:(5)国土保全・交通物流〕 老朽化対策を推進し、漁港施設(外郭施設を含む。)の機能保全及び長寿 命化に必要な補修工事を実施する。
- ○港湾施設の機能保全〔再掲:(5)国土保全・交通物流〕 災害時には、救援物資の輸送など物流拠点としての役割が求められること から、港湾施設の機能保全など必要な維持管理を県に要望する。

(住環境)

○市営住宅の老朽化対策

魚津市営住宅長寿命化計画(H24.7策定)に基づき、定期的に点検を実施し、予防保全的な維持管理に努めるほか、耐久性・耐候性の向上等を図る修繕を実施する。

○都市公園の老朽化対策

災害時に避難場所としての機能を維持するため、公園施設長寿命化計画 (H31.3策定)に基づき、公園施設の老朽化対策を推進する。

○下水道施設の老朽化対策

限られた予算で確実な下水処理を実施するため、ストックマネジメント計画(R2年度策定予定)に基づき、終末処理場、ポンプ場や管渠等の下水道施設の老朽化対策を推進する。

○上水道施設の老朽化対策

布設後40年以上を経過した上水道の基幹管路(導水管、送水管、配水管) については、安定供給を図る観点から、計画的かつ着実に管路の更新を進 める。

(鉄道)

○鉄道の老朽化対策・存続支援〔再掲:(5)国土保全・交通物流〕

あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道においては、橋梁やトンネルなど重要インフラの老朽化が進み、安全運行に支障が生じる懸念があることから、特に対応が必要な事業を重点的に支援し、鉄道施設の予防的な老朽化対策を早急に進め、沿線市町と連携し、存続を支援する。

(適切な維持管理)

- ○公共施設等の総合的かつ計画的な管理 公共施設再編方針に沿って、公共施設等を適切に管理していく。
- ○長寿命化計画等に基づく維持管理・更新

市では公共土木施設や農林水産関係インフラ施設等について長寿命化計画等を策定しており、計画に基づき維持管理(点検含む。)・更新を計画的に推進する。

※長寿命化計画等の策定状況

公共土木施設:橋梁 (H31.3改定)、消雪施設 (H31.4)

建築住宅 (H24.7) 公園施設 (H31.3)

農林水産関係:橋梁 (H31.4)

ストックマネジメント計画(R3.3予定)

6.3 重要業績指標一覧表

15.12	現況値	目標値	「起きてはなら		
指標	(R2年度)	(R7年度)	ない最悪の事態」		
個人住宅の耐震化率	73. 9%	000/	1 (1)		
(住宅・土地統計調査)	(未確定 H30)	90%	1—①		
管理不全な空家数	248戸 (R1)	248戸 (R6)	1—②		
海岸護岸改良整備率	7%	100%	1—2		
(三ケ、諏訪町)	190	100%	1—2		
雨水幹線整備率	67. 8%	70. 5%	1—④		
森林整備面積	143ha	149ha	1—⑤		
土砂災害警戒区域整備率	56. 5%	58. 5%	1—⑤		
消雪施設保全改修整備率	2%	14%	1—⑥		
女性消防団員数	7名	12名	2—3		
機能別団員数	38名	45名	2—③		
避難所運営計画作成済み	15. 4%	100.0%	2—7		
自主防災組織の割合	(R1)	100.0%	2—(/)		
緊急情報を正確・迅速に	6. 0%	50.0%	4—2		
伝達できる市民の割合	(R1)	JU. 0/0	4-2		
市内事業所数	1,822事業所	1,700事業所	5—①		
们的争木///数	(H28)		3—()		
橋梁改修整備率	10. 7%	17. 8%	5—②		
上水道基幹管路耐震化率	15. 2%	27. 1%	6—②		
防災重点ため池整備箇所数	7箇所	9箇所	7—④		
ごみ排出量	12, 850 t	11, 475 t	8—①		
資源化率	18. 8%	19. 4%	8—①		
用途地域内地籍調査事業の	38%	41%	8—5		
進捗率	0070	7170	o— <u></u>		

第7章 計画の推進

7.1 推進方針の重点化

限られた資源で効率的・効果的に魚津市の強靱化を進めるには、推進方針の重点化を図る必要がある。

このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、「魚津市の役割の大きさ」など下記の 視点により総合的に勘案し、重点化すべき推進方針に係る20の「起きてはならな い最悪の事態」を次表のとおり選定した。

重点化の視点

- ・魚津市の役割の大きさ
- ・影響の大きさ
- •緊急度
- ・国全体の強靱化に対する貢献

魚津市における推進重点項目

- 1 土砂災害対策の推進
- 2 治水対策の推進
- 3 海岸保全対策推進
- 4 道路の雪寒対策の推進
- 5 上下水道の耐震化の推進
- 6 老朽化対策の推進

基本目標	事	前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態						
			1-①	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊 による多数の死傷者の発生						
	1	直接死を最大限防ぐ	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者 の発生						
	<u>'</u>	直接先を取入限的へ	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生						
			1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生						
			1-⑤	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生						
			1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生						
I. 人命の保護 が最大限図られ ること			2-①	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止						
Ⅱ. 魚津市及び	2	救助・救急、医療活動 が迅速に行われるとと もに、被災者等の健	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足						
社会の重要な機 能が致命的な障 害を受けず維持	2	康・避難生活環境を 確実に確保する	2-⑤	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の 途絶による医療機能の麻痺						
されること Ⅲ. 魚津市民の			2-⑦	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・ 死者の発生						
財産及び公共施設に係る被害の最小化	4	必要不可欠な情報通 信機能・情報サービス は確保する	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難 行動や救助・支援が遅れる事態						
対ない。口口			5-①	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺						
IV. 迅速な復旧	5	経済活動を機能不全 に陥らせない	5-2	交通インフラネットワークの機能停止						
復興		に加めてない	5-3	食料等の安定供給の停滞						
		ライフライン、燃料供給関連施設、交通	6-①	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止						
		ネットワーク等の被害	6-2	上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止						
	6	を最小限に留めるとと	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止						
		もに、早期に復旧させる	6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわた る機能停止						
		制御不能な複合災	7-①	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生						
	7	害・二次災害を発生させない	7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物 の流出による多数の死傷者の発生						

7.2 アクションプランの策定とPDCAサイクル

魚津市の国土強靱化推進のための主要施策をアクションプランとしてとりまとめ、これに基づき各般の施策を実施するとともに、毎年度、施策の進捗状況の把握等を行い、プログラムの推進計画を見直すというPDCA (Plan (計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善))サイクルを回していくこととする。ここで、施策の進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、施策分野ごとに重要業績指標等の具体的な数値指標を設定するとともに、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じてこれを継続的に見直すこととする。

7.3 計画の見直し

地域計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び富山県の国土強靱 化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、社会情勢が大きく変化した場合等には、必要に応じて弾力的に計画を見直すこととする。

								推進方針				
							施贫	策分野(9分野)				
8つの事前 備えるべきE		37の起きてはならない最悪の事態	脆弱性 評価	(1) 行政機能、防災教育分野	(2) 住環境分野	(3) 保健医療·福祉分野	(4) 産業分野	(5) 国土保全·交通物流分野	(6) リスクコミュニケーション分野	(7) 人材育成分野	(8) 官民連携分野	(9) 老朽化対策分野
		住宅・建物・交通施設等の複合 的・大規模倒壊や不特定多数が 集まる施設の倒壊による多数の 死傷者の発生		調査研究の実施 災害対策訓練の実施 災害対策訓練等の実施 災害対処能力の向上 関係機関との連携 伝達体制の強化	施設の耐震化市街地等における防災性の向上	施設整備の・耐震化		道路	地域防災力の向上	人材の育成等	連携体制の構築	住環境 適切な維持管理
	1	密集市街地や不特定多数が集 まる施設における大規模火災に よる多数の死傷者の発生	起さない 悪態の この この この この この この こん	火音が処能力の向工	市街地等における防災性の向上				地域防災力の向上	人材の育成等	連携体制の構築	住環境 適切な維持管理
直接死を	是最	-③ 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	弱性	調査研究の実施 災害対策訓練等の実施 災害対処能力の向上 関係機関との連携 伝達体制の強化		訓練の実施・体制の整備	情報通信	海岸 漁港·港湾 道路	地域防災力の向上 避難支援等	人材の育成等	連携体制の構築	海岸・河川・砂防等 適切な維持管理
Z CIZCIO C	` <u> </u>	突発的又は広域かつ長期的な 市街地等の浸水による多数の 死傷者の発生	ジ 目	調査研究の実施 災害対策訓練等の実施 関係機関との連携 伝達体制の強化	上下水道施設等の整備		情報通信	河川 ため池 市街地・中山間地		人材の育成等	連携体制の構築	海岸・河川・砂防等 適切な維持管理
		大規模な火山噴火・土砂災害 (深層崩壊)等による多数の死 傷者の発生		調査研究の実施 災害対策訓練等の実施 災害対処能力の向上 関係機関との連携 伝達体制の強化			企業·事業所 情報通信	森林 土砂災害等の対策	地域防災力の向上	人材の育成等	連携体制の構築 情報の共有	適切な維持管理
		1-⑥ 暴風雪や豪雪等に伴う多数の 死傷者の発生		調査研究の実施 災害対策訓練等の実施 関係機関との連携 伝達体制の強化	市街地等における防災性の向上	訓練の実施・体制の整備	情報通信	森林 道路		人材の育成等	連携体制の構築	適切な維持管理

									推進方針				
			の起きてはならない最悪の事態		施策分野(9分野)								
8 ²	⊃の事前に よるべき目標	37 <i>0</i> .		脆弱性評価	(1) 行政機能、防災教育分野	(2) 住環境分野	(3) 保健医療·福祉分野	(4) 産業分野	(5) 国土保全·交通物流分野	(6) リスクコミュニケーション分野	(7) 人材育成分野	(8) 官民連携分野	(9) 老朽化対策分野
		2-1	被災地での食料・飲料水・電力・ 燃料等、生命に関わる物資・エ ネルギー供給の長期停止		行政機能の確保 関係機関との連携	市街地等における防災性の向上避難所の整備等		エネルギー	河川 海岸 漁港・港湾 森林 市街地・中山間地 土砂災害等の対策 道路 緊急輸送対策			連携体制の構築	海岸·河川·砂防等 漁港·港湾
	救助・救 急、医療活 動が迅速に 行われると		多数かつ長期にわたる孤立地 域等の同時発生	はな 悪態 い が も の ご 脆 性 価		避難所の整備等			京川 海岸 漁港・港湾 森林 市街地・中山間地 土砂災害等の対策 道路 竪争輸送対策				海岸·河川·砂防等 漁港·港湾
2 とも 災者 康・	ともに、被 災者等の健 康・避難生 活環境を確	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の 被災等による救助・救急活動等 の絶対的不足		行政機能の確保 災害対処能力の向上 関係機関との連携		訓練の実施・体制の整備	エネルギー	土砂災害等の対策		人材の育成等	連携体制の構築	
	実に確保する	2-④	想定を超える大量の帰宅困難 者の発生、混乱		伝達体制の強化	避難所の整備等						連携体制の構築	
		2-⑤	医療施設及び関係者の絶対的 不足・被災、支援ルートの途絶、 エネルギー供給の途絶による医 療機能の麻痺		関係機関との連携	避難所の整備等	訓練の実施・体制の整備	エネルギー	土砂災害等の対策 道路		人材の育成等		
		2-⑥	被災地における疫病・感染症等 の大規模発生			上下水道施設等の整備 避難所の整備等	訓練の実施・体制の整備 衛生管理						住環境 適切な維持管理
		2-⑦	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	ì		避難所の整備等	訓練の実施・体制の整備						
3	必要不可欠 な行政機能 は確保する		被災による現地の警察機能の 大幅な低下による治安の悪化 及び信号機の全面停止等によ る重大交通事故の多発、社会の 混乱		災害対策訓練等の実施								
	.5.112.1917		行政機関の職員・施設等の被災 による機能の大幅な低下		行政機能の確保 防災拠点の強化等				土砂災害等の対策		人材の育成等		適切な維持管理

									推進方針					
					施策分野(9分野)									
備	8つの事前に 備えるべき目標	37 <i>0</i>)起きてはならない最悪の事態	脆弱性 評価	(1) 行政機能、防災教育分野	(2) 住環境分野	(3) 保健医療·福祉分野	(4) 産業分野	(5) 国土保全·交通物流分野	(6) リスクコミュニケーション分野	(7) 人材育成分野	(8) 官民連携分野	(9) 老朽化対策分野	
	必要不可欠		防災・災害対応に必要な通信イ ンフラの麻痺・機能停止		行政機能の確保 防災拠点の強化等 <u>伝達体制の強化</u> 行政機能の確保			情報通信	土砂災害等の対策 道路		人材の育成等			
4	な情報通信 機能・情報 サービスは 確保する	4-(2)	災害時に活用する情報サービス が機能停止し、情報の収集・伝 達ができず、避難行動や救助・ 支援が遅れる事態	はなら	防災拠点の強化等 伝達体制の強化			情報通信			人材の育成等			
			サプライチェーンの寸断等によ る経済活動の麻痺	ない最 悪の 事態ご との脆	,			企業·事業所	土砂災害等の対策 道路 鉄道			連携体制の構築	海岸·河川·砂防等 漁港·港湾	
5	経済活動を 機能不全に 陥らせない		交通インフラネットワークの機能 停止	弱性 評価					道路 鉄道				道路 漁港・港湾 適切な維持管理	
		5-3	食料等の安定供給の停滞					農林水産	土砂災害等の対策 道路 緊急輸送対策				農業水利施設等 海岸·河川·砂防等	
		6-①	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止					エネルギー	道路					
	ライフライ	6-2	上水道、農・工業用水等の長期 間にわたる供給停止			上下水道施設等の整備 市街地等における防災性の向上		農林水産					農業水利施設等 住環境	
	ン、燃料供 給関連施 設、交通		汚水処理施設等の長期間にわ たる機能停止			上下水道施設等の整備							住環境 適切な維持管理	
6	ネット 等の小被にも まいをとも に、早期に 復旧させる	6-4	新幹線等基幹的交通から地域 交通網まで、陸海空の交通イン フラの長期間にわたる機能停止					情報通信	河川 海岸 漁港・港湾 森林 市街地・中山間地 土砂災害等の対策 道路 鉄道				道路 海岸・河川・砂防等 漁港・港湾 適切な維持管理	
		6-⑤	防災インフラの長期間にわたる 機能不全		災害対処能力の向上				河川 海岸 漁港・港湾				海岸・河川・砂防等 適切な維持管理	

マトリクスによる分析・評価、推進方針表 別 添

								推進方針				
							施策	5分野(9分野)				
	の事前に るべき目標	37の起きてはならない最悪の事態	脆弱性 評価	(1) 行政機能、防災教育分野	(2) 住環境分野	(3) 保健医療·福祉分野	(4) 産業分野	(5) 国土保全·交通物流分野	(6) リスクコミュニケーション分野	(7) 人材育成分野	(8) 官民連携分野	(9) 老朽化対策分野
		地震に伴う市街地の大規模火 7-① 災の発生による多数の死傷者 の発生		調査研究の実施 行政機能の確保 災害対策訓練等の実施 災害対処能力の向上 伝達体制の強化	施設の耐震化 市街地等における防災性の向上			道路	地域防災力の向上	人材の育成等	連携体制の構築連携体制の構築	
	制御不能な	7-② 海上·臨海部の広域複合災害の 発生	起きて はなら ない最					海岸 漁港·港湾	避難支援等			海岸・河川・砂防等 漁港・港湾 適切な維持管理
7	複合災害・ 二次災害を 発生させな	7-③ 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉 塞等による交通麻痺	悪のごとの脆		施設の耐震化		情報通信					適切な維持管理
	い	7-④ ため池、防災インフラ、天然ダム 等の損壊・機能不全や堆積した 土砂・火山噴出物の流出による 多数の死傷者の発生	弱性					河川 ため池 森林 土砂災害等の対策			情報の共有	農業水利施設等 海岸・河川・砂防等 適切な維持管理
		7-⑤ 有害物質の大規模拡散·流出に よる県土の荒廃		災害対処能力の向上	上下水道施設等の整備							住環境
		7-⑥ 農地·森林等の被害による県土 の荒廃						森林				適切な維持管理
		大量に発生する災害廃棄物の 処理の停滞により復興が大幅に 遅れる事態				廃棄物及び有害物質対策 						
		復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態								人材の育成等		
8	り強靱な姿	広域地盤沈下等による広域・長 8-③ 期にわたる浸水被害の発生によ り復興が大幅に遅れる事態			上下水道施設等の整備 廃棄物及び有害物質対策			河川				農業水利施設等 海岸・河川・砂防等 住環境 適切な維持管理
	で復興でき る条件を整 備する	貴重な文化財や環境的資産の 喪失、地域コミュニティの崩壊等 による有形・無形の文化の衰 退・喪失			施設の耐震化			森林		人材の育成等		
		事業用地の確保、仮設住宅・仮 8-⑤ 店舗・仮事業所等の整備が進ま ず、復興が大幅に遅れる事態					企業·事業所	市街地·中山間地				
		国際的風評被害や信用不安、 生産力の回復遅れ、大量の失 業・倒産等による県内経済等へ の甚大な影響					企業·事業所				連携体制の構築	